宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	1人	平成26年4月1日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市 高崎支局管内　高崎市	1人 1人	平成26年4月1日 平成26年7月1日
静岡地方法務局	本局管内　静岡市葵区	1人	平成26年4月10日
長野地方法務局	本局管内　長野市	1人	平成26年7月1日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区 長岡支局管内　長岡市	1人 1人	平成26年4月1日 平成26年4月1日
大阪法務局	本局管内　大阪市中央区	1人	平成26年4月26日
京都地方法務局	本局管内　京都市中京区	1人	平成26年7月4日
神戸地方法務局	本局管内　神戸市中央区 尼崎支局管内　尼崎市 姫路支局管内　姫路市	1人 1人 1人	平成26年4月1日 平成26年6月2日 平成26年4月1日
津地方法務局	本局管内　津市	1人	平成26年4月1日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	1人	平成26年4月1日
富山地方法務局	本局管内　富山市	1人	平成26年4月1日
広島法務局	本局管内　広島市中区	1人	平成26年4月1日
福岡法務局	本局管内　福岡市博多区	1人	平成26年4月1日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	1人	平成26年4月1日
大分地方法務局	本局管内　臼杵市	1人	平成26年4月1日
熊本地方法務局	本局管内　熊本市中央区	1人	平成26年4月1日
鹿児島地方法務局	本局管内　鹿児島市	1人	平成26年4月1日
宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	1人	平成26年4月1日
那覇地方法務局	本局管内　那覇市	2人	平成26年4月1日
福島地方法務局	本局管内　福島市	1人	平成26年4月1日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	1人	平成26年4月1日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	1人	平成26年4月1日
青森地方法務局	本局管内　青森市	1人	平成26年4月1日
徳島地方法務局	本局管内　徳島市	1人	平成26年4月1日
高知地方法務局	本局管内　高知市	1人	平成26年4月1日
松山地方法務局	本局管内　松山市	1人	平成26年6月1日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月６日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年10月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＴＦＣサクシード株式会社　神原　　潤　広島県尾道市因島重井町5800－20　国土交通大臣許可（特－21）第23453号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月６日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年10月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＮＴＴ西日本―中国　黒田　吉広　広島県広島市中区基町６－77　国土交通大臣許可（般・特－22）第18751号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可、土木工事業、塗装工事業、電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月６日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年10月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社豊国パーキングシステム　丸本　修司　広島県東広島市西条町御薗宇6400－４　国土交通大臣許可（特－22）第23678号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月６日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年10月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東原産業株式会社　古田　泰三　広島県広島市安佐北区安佐町大字久地５－３　国土交通大臣許可（特－20）第20493号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、しゆんせつ工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。